

7

農業

農林業センサス等の調査による農家数、農家人口、耕地面積など

練馬区勢
図表

土地
気象
人口

国勢調査

経済
センサス

商業統計
調査

工業統計
調査

農業

行財政
議会

区施設利用
状況
区民相談

福祉
社会保障
教育

衛生
環境

土木施設
みどり

区民の
暮らし
関連

警察
消防
防災

特別区勢
一覧

農 林 業 セ ン サ ス （表45～49関連）

＝ 調査の沿革 ＝

昭和25年以降、10年ごとに国際連合食糧農業機関（FAO）が策定する要綱に基づく「世界農林業センサス」が、その中間年にわが国独自の「農林業センサス」が実施されている。

＝ 調査の目的 ＝

わが国の農林業の生産構造や就業構造等を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料とすることを目的とする。

＝ 調査の時期（調査期日） ＝

実施年の2月1日を調査期日として実施する。

＝ 調査の対象 ＝

一定規模以上の農林産物の生産、または委託を受けて農林業作業を行う世帯や会社等の組織を対象とする。

＝ 用語の説明 ＝

農 家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。
経営耕地面積	農家が経営している耕地の面積であり、農家所有の耕地に、借りて耕作している農地を加えた面積。
農 家 人 口	農家世帯員の合計であり農業従事者でないものを含む。
専 業 農 家	世帯員中に兼業従事者が一人もない農家。ここでいう兼業従事者とは、調査期日前の1年間に他に雇用されて仕事に従事した者、または農業以外の自営業に従事した者をいう。
兼 業 農 家	世帯員中に兼業従事者が一人以上いる農家。（兼業従事者の定義は専業農家と同じ）
第1種兼業農家	自家農業の所得が兼業所得より多い兼業農家。
第2種兼業農家	兼業所得が自家農業の所得より多い兼業農家。
販 売 農 家	経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家。
自 給 的 農 家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。
農 業 経 営 体	農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、下記の(1)～(3)いずれかに該当するもの。 (1)経営耕地面積が30a以上 (2)農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等） (3)農作業の受託を実施
個 人 経 営 体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団 体 経 営 体	個人経営体以外の経営体をいう。
主 業 経 営 体	農業所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。
準 主 業 経 営 体	農外所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。
副 業 的 経 営 体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
＝ 調査の区域 ＝	
練馬区内を3つの集落に分けて調査を行っている。それぞれの概ねの区域は以下のとおり。	
練 馬	練馬、桜台、羽沢、小竹町、旭丘、栄町、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、貫井、向山、中村、中村北、中村南、旭町、光が丘、田柄、春日町、高松、土支田、北町、錦、平和台、氷川台、早宮
大 泉	三原台（一部）、大泉学園町、大泉町、東大泉、南大泉、西大泉、西大泉町
石 神 井	三原台（一部）、谷原、高野台、富士見台、南田中、石神井町、下石神井、上石神井南町、上石神井、石神井台、関町北、関町東、関町南、立野町

表45 農業集落別農家数

(各年2月1日現在)

年	農 家 総 数			練 馬		
	計	販売農家	自給的農家	計	販売農家	自給的農家
平成 12 年	671	443	228	240	158	82
17	572	372	200	204	133	71
22	516	352	164	185	125	60
27	432	289	143	152	104	48
令和 2 年	394	242	152	136	83	53

年	大 泉			石 神 井		
	計	販売農家	自給的農家	計	販売農家	自給的農家
平成 12 年	243	174	69	188	111	77
17	219	147	72	149	92	57
22	195	143	52	136	84	52
27	161	108	53	119	77	42
令和 2 年	146	92	54	112	67	45

注：農業集落は平成17年調査から再編されており、平成12年以前は調査時点の数値を現在の集落に置き換えた概数である。
資料：東京都総務局統計部「農林業センサス東京都調査結果報告」

表46 農業経営体（個人経営体）における世帯員数等

(各年2月1日現在)

年	販 売 農 家 数			農 家 人 口			経 営 耕 地 総 面 積 ha
	計	専業農家	兼業農家	計	男	女	
平成 12 年	443	87	356	2,227	1,100	1,127	275
17	372	122	250	1,761	872	889	217
22	352	89	263	1,557	783	774	209
27	289	132	157	1,201	603	598	160
令和 2 年	274			1,051			533
	19			518			

年	農 業 経 営 体 数 (個 人 経 営 体)			農 業 経 営 体 世 帯 員 数 (個 人 経 営 体)			経 営 耕 地 総 面 積 ha
	計	主業	準主業	計	男	女	
令和 2 年	274	19	153	102	1,051	518	533

注：(1) 集計方法の変更に伴い、平成27年以前は「販売農家」、令和2年は「経営体数」の数値を掲載している。
(2) 「農家人口」には、農業従事者以外の農家世帯員が含まれる。
(3) 経営耕地総面積には所在地が区外のものも含まれる。
資料：農林水産省「農林業センサス調査結果」

表47 経営耕地面積規模別経営体数

(各年2月1日現在)

年	総 数	経営耕地面積規模					
		0.3ha 未 満	0.3 ~ 0.5ha 未 満	0.5 ~ 1.0ha 未 満	1.0 ~ 1.5ha 未 満	1.5 ~ 2.0ha 未 満	2.0ha 以 上
平成 12 年	443	68	144	171	36	14	10
17	372	68	113	146	30	9	6
22	352	65	119	123	28	8	9
27	289	56	97	111	20	1	4
令和 2 年	275	77	80	102	11	1	4

注：(1) 集計方法の変更に伴い、平成27年以前は「販売農家」、令和2年は「経営体数」の数値を掲載している。
(2) 令和2年の総数には、団体経営体を含む。
(3) 経営耕地総面積には所在地が区外のものも含まれる。
資料：農林水産省「農林業センサス調査結果」

表48 主業・副業別経営体数

(各年2月1日現在)

年	総数	専業農家		兼業農家											
		構成比	%	構成比	第1種		第2種								
					構成比	構成比	構成比	構成比							
平成 12年	443	87	19.6	356	80.4	62	14.0	294	66.4						
17	372	122	32.8	250	67.2	51	13.7	199	53.5						
22	352	89	25.3	263	74.7	93	26.4	170	48.3						
27	289	132	45.7	157	54.3	20	6.9	137	47.4						
計		主業		準主業		副業的									
		構成比		構成比		構成比									
令和 2年		274		19		6.9		153		55.8		102		37.2	

注：集計方法の変更に伴い、平成27年以前は「専業・兼業別販売農家数」、令和2年は「主業・副業別経営体数」の数値を掲載している。

資料：農林水産省「農林業センサ調査結果」

表49 農産物販売金額規模別経営体数

(各年2月1日現在)

年	総数	販売なし	50万円未満	50～99万円	100～199万円	200～299万円	300～499万円	500～699万円	700～999万円	1,000～1,499万円	1,500～1,999万円	2,000～2,999万円	3,000万円以上
			50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～3,000万円未満	3,000万円以上				
平成 12年	443	10	66	104	77	60	49	40	18	10	3	4	2
17	372	7	77	82	59	44	50	25	17	9	1	—	1
22	352	21	56	86	64	31	36	25	17	9	2	2	3
27	289	10	45	61	59	30	38	20	14	10	1	1	—
計		販売なし	50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～3,000万円未満	3,000万円以上				
令和 2年		275	21	65	46	70	29	33	10	1			

注：(1) 集計方法の変更に伴い、平成27年以前は「販売農家数」、令和2年は「経営体数」の数値を掲載している。

(2) 令和2年の総数には、団体経営体を含む。

資料：農林水産省「農林業センサ調査結果」

表50 農地面積（課税面積等）

(各年1月1日現在)

年	市街化区域内農地 総面積	生産緑地地区			宅地化農地		
		面積	構成比	%	面積	構成比	%
平成 23年	244.42	198.97	81.4	45.45	18.6	18.6	
24	239.84	195.13	81.4	44.71	18.6	18.6	
25	230.44	192.60	83.6	37.84	16.4	16.4	
26	224.14	189.40	84.5	34.74	15.5	15.5	
27	218.86	187.11	85.5	31.75	14.5	14.5	
28	215.64	185.40	86.0	30.24	14.0	14.0	
29	208.95	181.54	86.9	27.41	13.1	13.1	
30	203.00	178.72	88.0	24.28	12.0	12.0	
31	199.69	177.76	89.0	21.93	11.0	11.0	
令和 2年	193.71	175.54	90.6	18.17	9.4	9.4	

注：(1) 市街化区域内農地の面積は、各年1月1日現在の課税面積である。

(2) 生産緑地地区の面積は、都市計画の公示に基づく数値である。

(3) 宅地化農地の面積は、市街化区域内農地の面積から生産緑地地区の面積を除いたものである。

資料：練馬区農業委員会

表51 農園数、区画数および面積

(各年4月1日現在)

年	区民農園			市民農園			農業体験農園		
	農園数	区画数	農園面積	農園数	区画数	農園面積	農園数	区画数	農園面積
平成 29年	19	1,518	37,602	5	246	16,491	17	1,857	73,153
30	19	1,402	34,176	5	246	16,491	17	1,813	72,316
31	21	1,495	36,583	5	246	16,491	17	1,822	73,359
令和 2年	25	1,739	52,391	—	—	—	17	1,823	74,028
3	26	1,813	54,141	—	—	—	17	1,862	74,928

注：(1) 区民農園とは、区が所有者から借りた農地(区有地あり)を整備して区民に有償貸出している農園である。

(2) 市民農園とは、区が所有者から借りた生産緑地(区有地あり)を整備して区民に有償貸出している農園である。

区民農園に統合。(令和2年3月1日施行)

(3) 農業体験農園とは、利用者が農家の指導を受けながら農業を体験することができる農園(民間設置市民農園)である。

資料：都市農業担当部都市農業課

表52 農産物生産面積

(各年8月1日現在)

区 分	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和 元 年		令和 2 年	
	面積	増加率	面積	増加率	面積	増加率	面積	増加率	面積	増加率
	a	%	a	%	a	%	a	%	a	%
総 数	17,520	5.1	18,849	7.6	19,015	0.9	18,530	△ 2.6	17,310	△ 6.6
野菜類計	11,903	2.6	12,651	6.3	12,609	△ 0.3	12,379	△ 1.8	11,767	△ 4.9
キャベツ	2,738	△ 0.2	2,744	0.2	2,589	△ 5.6	2,532	△ 2.2	2,364	△ 6.6
ブロッコリー	996	6.1	1,083	8.7	1,080	△ 0.3	1,079	△ 0.1	933	△ 13.5
大 根	864	△ 1.5	916	6.0	916	—	905	△ 1.2	883	△ 2.4
枝 豆	826	8.7	828	0.2	875	5.7	887	1.4	861	△ 2.9
ジャガイモ	636	0.2	870	36.8	878	0.9	854	△ 2.7	615	△ 28.0
トウモロコシ	520	2.6	546	5.0	572	4.8	574	0.3	542	△ 5.6
ほうれん草	478	△ 4.2	480	0.4	486	1.3	390	△ 19.8	455	16.7
ネ ギ	418	△ 3.7	452	8.1	497	10.0	475	△ 4.4	495	4.2
こまつな	606	34.7	427	△ 29.5	449	5.2	401	△ 10.7	424	5.7
にんじん	335	1.8	355	6.0	381	7.3	390	2.4	384	△ 1.5
サトイモ	335	0.6	359	7.2	340	△ 5.3	330	△ 2.9	346	4.8
ト マ ト	294	18.1	282	△ 4.1	293	3.9	288	△ 1.7	268	△ 6.9
白 菜	—	—	—	—	249	—	253	1.6	242	△ 4.3
カリフラワー	262	△ 3.7	267	1.9	251	△ 6.0	256	2.0	224	△ 12.5
サツマイモ	268	3.9	303	13.1	260	△ 14.2	270	3.8	238	△ 11.9
キュウリ	191	17.9	200	4.7	191	△ 4.5	182	△ 4.7	190	4.4
ナ ス	162	△ 3.0	163	0.6	180	10.4	175	△ 2.8	178	1.7
レ タ ス	106	5.0	120	13.2	120	—	117	△ 2.5	119	1.7
い ち ご	—	—	—	—	62	—	64	3.2	61	△ 4.7
その他野菜類	1,868	△ 0.8	2,256	20.8	1,940	△ 14.0	1,957	0.9	1,945	△ 0.6
野菜類以外計	5,617	10.7	6,198	10.3	6,406	3.4	6,151	△ 4.0	5,543	△ 9.9
柿	616	△ 4.2	705	14.4	703	△ 0.3	713	1.4	715	0.3
ブルーベリー	634	△ 1.4	660	4.1	696	5.5	703	1.0	730	3.8
み かん	—	—	—	—	337	—	363	7.7	453	24.8
ブ ド ウ	310	40.9	309	△ 0.3	311	0.6	313	0.6	251	△ 19.8
栗	155	△ 22.1	188	21.3	206	9.6	210	1.9	250	19.0
梅	277	△ 8.3	288	4.0	283	△ 1.7	255	△ 9.9	260	2.0
キ ウ イ	47	△ 40.5	68	44.7	78	14.7	96	23.1	96	—
その他果樹類	636	14.6	701	10.2	331	△ 52.8	337	1.8	99	△ 70.6
植 木	986	△ 3.1	1,030	4.5	1,221	18.5	1,191	△ 2.5	1,167	△ 2.0
芝	972	11.6	1,080	11.1	1,070	△ 0.9	1,034	△ 3.4	692	△ 33.1
花 類	714	87.4	827	15.8	817	△ 1.2	610	△ 25.3	518	△ 15.1
さ つ き	—	—	—	—	55	—	55	—	57	3.6
そ の 他	270	63.6	342	26.7	298	△ 12.9	271	△ 9.1	255	△ 5.9

注：(1)「その他野菜類」は、南瓜、水菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン等である。

(2)「その他果樹類」は、ゆず、かりん、すもも、レモン等である。

(3)「その他」は、麦、緑肥、茶、牧草等である。

(4)平成29年まで「白菜」および「いちご」は「その他野菜類」、「みかん」は「その他果樹類」、さつきは「その他」に含めて計上していた。

資料：練馬区農業委員会「農業経営実態調査による調査結果」

